

中小企業 いばらき

CONTENTS

クローズアップ	1
ニュースフラッシュ	8
インフォメーション	9
日本列島組合最前線	11
組合実務Q&A	12
業況レポート	14
経済・労働リサーチ	17
中央会だより	18

May

5

2022 No.763

クローズアップ

事業継続力強化計画作成のすすめ



写真 茨城県型枠事業協同組合
(写真紹介、組合紹介記事は表紙裏ページに掲載)

株式会社常陽銀行のお取引様へ



常陽銀行



GMO
PAYMENT GATEWAY

常陽売掛金保証サービス by GMO

倒産・未入金による売掛金未回収リスクを肩代わりし、
営業活動に専念できる環境づくりを支援いたします!

ご利用方法

ご利用をご検討の場合、商品の保証内容やご利用の手続きまたはお見積り等、**取次店(常陽銀行)**より詳細なご説明にお伺いします。
詳しくは**取次店(常陽銀行)**またはGMOペイメントゲートウェイまでお問い合わせください。
本サービスご利用にあたって必要な資料は以下URLよりダウンロードお願い致します。
<https://www.gmo-pg.com/sep/joyo/>

お問い合わせ先

株式会社常陽銀行

各支店担当者まで

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

TEL 03-5784-3610

本サービスはGMOペイメントゲートウェイが提供するサービスで、常陽銀行はその取次を行うものです。

表紙の紹介

出張授業の実施などで型枠工事業界の魅力や ものづくりの楽しさを高校生に伝える

茨城県型枠事業協同組合

【設立経緯】

当組合は、型枠大工と型枠工事業界の地位向上、施工技術の改善向上のために平成2年9月、型枠工事業者5社で設立した。その後、事業拡大等に伴い組合員が増加し、現在は20社で活動をしている。

【組合事業】

組合の主な事業は、型枠工事で使用するコンパネなどの資材の共同購買、型枠施工技能士資格取得のための教育情報提供事業。

また、当業界においても人材不足が深刻化していることから業界のPR、若手技能者の確保に向けた取り組みとして2016年度から厚生労働省の事業を活用して、県内の高等学校で出張授業を実施している。同授業では組合員企業の代表者等を講師として派遣し、将来の担い手となる生徒たちに座学や実技を通じて型枠工事をはじめとする建設業界全体の魅力やものづくりの楽しさを伝えている。生徒たちは慣れないことにとまどいを見せながらも実際の作業を体験し、ものづくりに喜びを

感じるなど評判が高い。

【型枠工事】

型枠工事は鉄筋コンクリート製の建物を建てる際に使われる骨組みの器を作成する工事。ほとんどの鉄筋コンクリート造りでは、まず骨格部分となる型枠を鉄骨や鉄筋を加工して、コンクリートを流し込んで造っている。非常に精密さを求められる作業なので、熟練の職人技が必要となる。

【組合概況】

〒310-0851

茨城県水戸市千波町1721番地の6

電話：029-305-3383 FAX：029-305-3384

URL：http://www.katawakukumiai.com/

表紙写真

(左上) 座学風景

(右上) 実技風景

(左下) 型枠工場の建設現場 (水戸法務総合庁舎)

(右下) 型枠工場の建設現場 (水戸市新市民会館)

事業継続力強化計画について

近年、大規模な自然災害が全国で頻発しています。加えて、新型コロナウイルス感染症などの自然災害以外のリスクも顕在化しています。こうした自然災害や感染症拡大の影響は、個々の事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

そこで国は、中小企業の自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）を促進するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（以下、中小企業強靱化法という）」を2019年（令和元年）7月に施行。また、中小企業強靱化法において、防災・減災に取り組む中小企業がその取り組み内容（事前対策）をとりまとめた計画（名称：事業継続力強化計画）を国が認定する制度を創設しました。さらに2020年（令和2年）10月から感染症対策に関する事業継続力強化計画の認定もスタートしています。

本号では、誌面の都合で一部の紹介となりますが、同計画の詳細や手引き等については中小企業庁（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（<https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/kyoujinnka/index.html>）のホームページにてご覧頂けます。

1. 災害等が企業経営に及ぼす影響

■自然災害の発生状況と今後の予測

我が国の自然災害は年々増加傾向にあります。特に近年は気候変動等の影響により、豪雨や台風等による深刻な被害が各地で発生しています。

加えて近い将来巨大地震の発生が予測されています。

また、全国各地で雪害や竜巻、火山の噴火等様々な自然災害に伴うリスクも想定されています。

このように我が国の国土は地形、地質、気候などの自然条件により、災害の発生リスクが非常に高いことから、企業にとって、自然災害は決して「他人事」ではなく、事前の対策等を行う必要があります。

自然災害による被害と近い未来に発生が見込まれる災害

2018/7：平成30年豪雨（西日本）

2万人超が避難、インフラも停止
総被害額約1兆940億円*1
中小企業被害額4,738億円*5



出所：国土交通省
「平成30年7月豪雨における被害額の概要」

2016/4：熊本地震

震度7が2回発生し、多くの余震が生じた
熊本・大分県での被害額2.4-4.6兆円*7
中小企業被害額1,600億円*7

2018/9：北海道胆振東部地震

北海道全域で停電
総被害額約2,320億円*3
中小企業被害額42億円*5



出所：国土交通省
「平成30年北海道胆振東部地震に係る復旧・復興等の状況」

2011/3/11：東日本大震災

日本周辺における観測史上最大の地震
津波による死者1.5万人
被害総額約16兆9000億円*6

20XX/XX：首都直下地震

今後30年以内に70%の確率で発生が見込まれる
建物等の被害や経済への影響は最大約108兆円

20XX/XX：南海トラフ地震

今後30年以内に80%の確率で発生が見込まれる
建物等の被害や経済への影響は最大約220兆円

出所

*1：国土交通省「平成30年7月豪雨における被害額の概要」

*2：SMBC日興証券試算

*3：北海道「北海道胆振東部地震被害の概要」

*4：農林水産省「平成30年台風第21号による被害状況」

*5：中小企業庁「中小企業白書2019」

*6：ロイター通信「東日本大震災の被害総額は約16兆9000億円、内閣府が推計」

*7：内閣府政策統括官「平成28年熊本地震の影響試算について」

近年の自然災害等

年	災害	被害状況
2017	九州北部豪雨	福岡県と大分県で大きな被害
2018	西日本豪雨	豪雨災害初の激甚災害
	台風21号	近畿～中部地方の広範囲で大きな影響
	北海道胆振東部地震	道内全域で停電発生し多大な影響
2019	令和元年8月の前線に伴う大雨	8月末の豪雨で九州北部に大きな被害
	台風15号 令和元年房総半島台風	台風15号では千葉県などに大きな被害
	台風19号 令和元年東日本台風	中部、関東、東北に広範囲な被害、激甚災害に指定
2020	新型コロナウイルス	感染者769万人、死者2万9,384人（令和4年4月25日時点）
	令和2年7月豪雨	線状降水帯が発生し被害が拡大
2021	伊豆山土砂災害	豪雨による大規模な土砂災害
	令和3年8月の大雨	全国各地の広範囲で被害

（出典：中小企業庁 2019年版「中小企業白書」より一部加工）

■災害発生に伴う数々のリスク

企業等では自然災害によって以下のリスクが想定されます。まずはリスクを想定し、対策に向けて一歩を踏み出すことが重要です。

○事業活動停止のリスク

- ①事業復旧が遅れると、取引先が発注先を変えてしまう可能性があります。
- ②事業停止期間中に獲得できた多くのビジネスチャンスを逃してしまいます。
- ③経営上の損失が生じ続けます。

○経営資源に与えるリスク

ヒト (人員)	連絡網等を準備していなかったため、一部従業員の所在が掴めず、人手の確保ができない。
モノ (建物・設備・在庫等)	大雨で浸水し、倉庫にあった在庫が全て販売不可になってしまった。
カネ (資金繰り)	保険に入っていなかったため、設備の復旧に必要な資金の目途がたたない。
情報 (顧客データ等)	データのバックアップを保存しておらず、重要なデータを全て喪失してしまった。

2. 災害等に備えるためには

災害等が発生した際、的確に判断し行動するためには、緊急時に行うべき行動や、緊急時に備えて平常時に行うべき行動をあらかじめ整理し取り決めておく「事業継続計画 (BCP)」の策定・運用が有効です。災害等に備え事前に同計画などの対策を講じている企業等は、緊急時でも中核事業を維持・早期復旧することができ、その後、操業率を100%に戻したり、

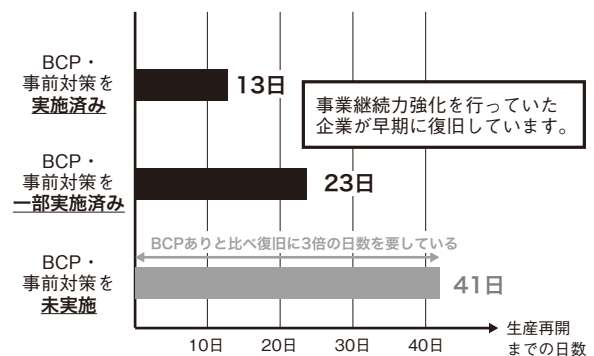
さらには市場の信頼を得て事業が拡大したりすることも期待できます。緊急時に従業員の雇用を守り、事業縮小や倒産を防止するためには平常時からリスクを認識したうえで周到に準備しておき、緊急時でも事業の継続をできるための方法、手段などを取り決めておく実効性のある計画を策定することが重要となります。

■BCPとは？

Business Continuity Plan 事業継続計画

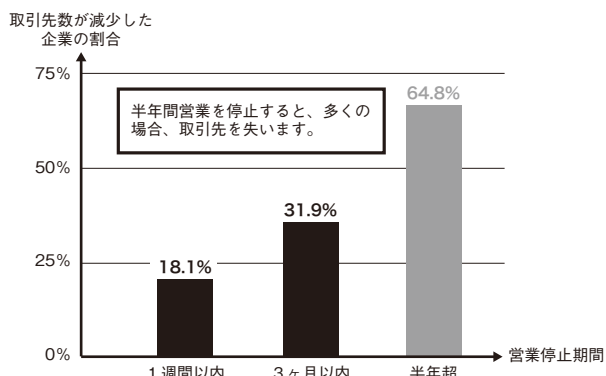
企業等が自然災害、大災害、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことを指します。

■事前対策の有無が復旧時間に大きな違いをもたらします



出所：中小企業強化研究会中間とりまとめ（平成31年1月）

■営業再開時期の遅れは取引先数の減少を引き起こします



出所：中小企業強靱化研究会中間とりまとめ（平成31年1月）

■事業継続計画（BCP）策定の効果

BCPを策定することで、リスクの顕在化による影響の低減（＝守りの効果）のみならず、以下のような平時の事業運営の効率化に関連する効果（＝攻めの効果）もあることが示されています。

- 従業員のリスク意識の向上
- 事業の優先順位の明確化
- 業務の定型化・マニュアル化
- 取引先からの信頼

■事業継続力強化計画について

経済産業省では、中小企業・小規模事業者が防災・減災に向けて取組む計画を認定しています。同計画は、「防災・減災・感染症」に焦点を当て、計画の策定が取組みやすく簡易版BCPとされています。計画は「単独型」と「連携型」の2種類があります。単独型は、自社単独で策定する防災・減災のための事前対策に関する計画です。単独で計画できますので、思いついたらすぐに実行力のある計画策定に取り組むことができます。

連携型は、複数の企業や組合などが連携し策定する防災・減災のための事前対策に関する計画です。災害発生時には、自社が一時的に操業を停止したり、取引先が被災して復旧が遅れることもあります。日ごろから、競合を含めて関係する他社などと非常時に備えて連携することが有効です。

■事業継続計画（BCP）と事業継続力強化計画の特徴

事業継続計画（BCP）

- ①重要業務と目標復旧時間の決定（ただし必要に

応じて）

- ②業務復旧・再開対応体制と再開プロセスの明確化
- ③継続的改善プロセスの明確化と訓練計画策定

事業継続力強化計画（認定対象）

- ①事業継続力強化の必要性の認識
- ②脅威と発生時の被害発生の認識
- ③必要な事前対策（防災＋事業継続、訓練の実施を含む）の抽出と実施計画策定
- ④初動対応体制と行動プロセスの明確化（人命安全確保～被害状況把握～顧客報告）

3. 事業継続力強化計画認定制度の概要

■認定を受けられる「中小企業者の規模」

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他※	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※※	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア製造業又は情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5千万円以下 200人以下

※「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します

※※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

・「中小企業者」に該当する法人形態について
企業組合、協業組合、事業協同組合等についても、下記に該当する者は認定を受けることができます。

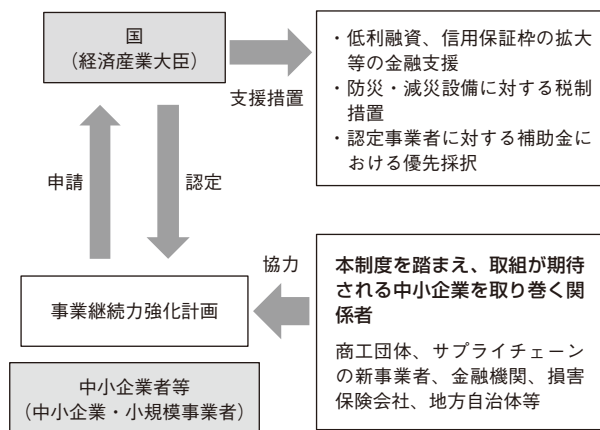
- ①個人事業主
- ②会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）
- ③企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会

④生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

※①、②については、上記表に該当する必要があります。④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～④）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

■計画のスキーム



■認定取得後の支援策と効果

事業継続力強化計画の認定事業者は、金融支援（日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠、計画の取組みに関する資金調達）や税制優遇（認定計画に従って、認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に取得等をした対象設備について、取得価額の20%（令和5年4月1日以後に取得等をする設備については18%）の特別償却）、予算支援（ものづくり補助金等の一部の補助金において審査の際に、加点）などを受けることができます。また、認定事業者（連携型の場合は大企業者含む）は、認定ロゴマークを使用することができます。

また計画の策定により、重要業務の見直しや社内レイアウト、動線の見直し、設備配置・機能改善、会社内外の経営資源の把握など、緊急時はもとより平時における経営環境の「棚卸と改善効果」があります。



4. 事業継続力強化計画の策定

■計画策定のための5ステップ

(1) 事業継続力強化計画の目的の検討

事業者によって目的は相違しますが被災した場合を想定して、「事業継続力強化に取組む目的」を明確に決めておきます。目的を社内で共有しておくことで、いざという時に従業員は適切な対応を取ることができます。

(2) 災害リスクの認識・被害想定

国や各地方公共団体では、域内の自然災害を“見える化”したハザードマップを公開しています。また、防災科学技術研究所のJ-SHIS地震ハザードステーション (<http://www.jshis.bosai.go.jp/>) では、全国地震動予測地図を公開しています。このような情報を参考に、自社の立地する拠点や地域において、どのような自然災害リスクがあるのか把握します。そして、自然災害等により、自社にどのような影響が発生するのか、ヒト、モノ、カネ、情報の観点から考えます。

(3) 初動対応の検討

責任者を設置するとともに、以下のように全社的な社内体制、目的達成のために必要な事前対策を構築します。

- ①避難方法、安否確認
- ②経営トップのコミット
- ③責任者の明確化
- ④災害時の社内体制の構築

効果のあった対応	
適切な避難誘導（東日本大震災）	工場に最も近い高台を避難場所と決めておき、従業員に対する避難誘導手順を作成しておいたため、従業員を無事に避難させることができた。
安否確認の実施（東日本大震災）	平常時に従業員の緊急連絡先リストを作成しておいたことで、災害時に安否確認メールの一斉送信をすぐに行え、従業員一人一人からの返信によって安否を確認することができた。
指揮命令体制の整備（大阪府北部地震）	災害対策本部の設置基準を「震度6以上の地震が発生した場合」と設定し、災害対策本部の構成員、各班の役割も事前に決めていたことで、混乱なくスムーズに対策本部を設置することができた。
状況把握と情報発信（西日本豪雨）	災害が発生した場合に「工場の被害状況」「工場の復旧見通し」「納期の遅れの発生の有無」をホームページを通して発信することと、主要な顧客に対して同情報を連絡することを決めていた。結果、混乱が起きず、納期の遅れは少しあったものの顧客離れが起きることもなかった。

(4) ヒト・モノ・カネ・情報への対応

災害発生時の経営資源への影響を把握します。

①ヒト

災害時の緊急参集要因の決定、代替要員確保、テレワーク体制の整備

②モノ

排水溝等の定期的な清掃、棚、什器、机、モニター等の固定状況の確認、免振装置の導入（地震対策等）、配電盤を高所に設置（水害対策）、二次災害の危険性があるボイラーや火気設備等に自動停止機能を付加、事前に必要な資源（設備、資材、燃料）の調達先リストの作成

③カネ

火災や地震等の災害に対応した損害保険や共済への加入（建物や機械設備だけでなく、製品在庫や資材等を対象とした保険・共済に加入）、休業時に利益保障をする保険に加入、被災した際に融資を受けられる金融機関や行政窓口の確認

④情報

契約書や顧客情報（重要な情報）のバックアップを作成し、安全な場所（貸金庫や遠隔地）に保管、クラウド型データベースの構築

⑤協力体制

離れた地域の同業者や関係企業と非常時の人員応援協定を締結、他社等との代替生産などの事前取決め

(5) 平時の推進体制

対策の定期的な訓練と見直しにより実効性を確保します。

①定期的な訓練 従業員への教育・研修、実地又は机上訓練

②見直し 定期的な見直し、予算策定や組織変更時、関連法令の見直し

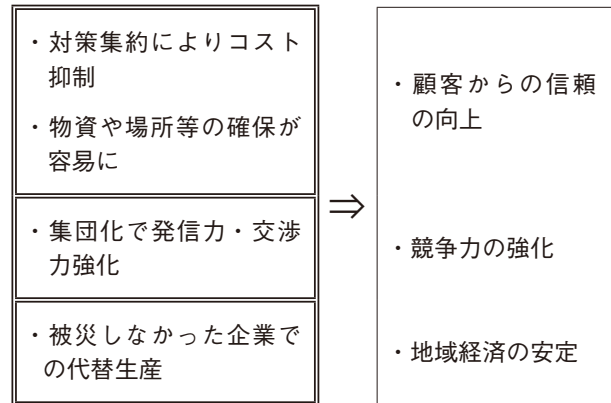
5. 連携事業継続力強化計画の概要

■企業間連携の必要性

頻発する大規模災害や新型コロナウイルス等による感染症の流行に、個々の企業が単独で対策を講じることには限界があります。他の企業と連携すれば資源の融通、代替生産や情報共有等、単独企業では対応できない部分を相互に支援しあうことが可能です。事業継続力強化計画の認定制度には、複数の企業が連携して作成・申請する「連携事業継続力強化計画」もあります。

■「連携事業継続力強化計画」策定のメリット

連携型では、単独型に加えて以下のようなメリットが見込まれます。

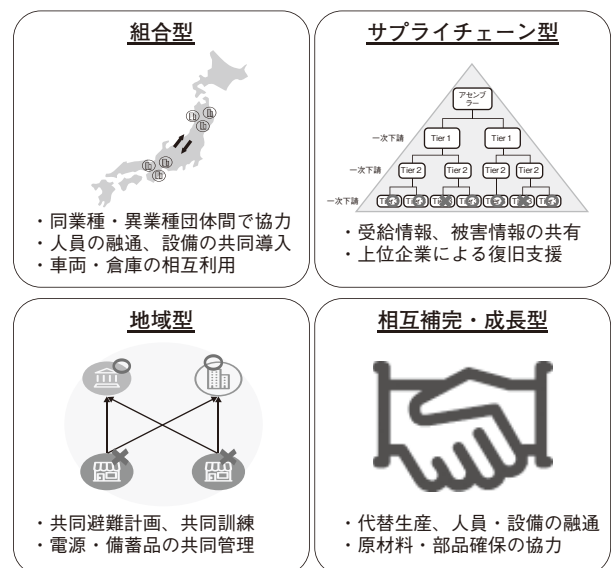


協力関係の構築により、平時においても不得意分野の補完、共同生産・受注販路開拓など、業績拡大に挑戦する取り組みが期待できます。また各社での過大な対策投資による資源の固定化を回避することで、環境変化への柔軟な対応が可能となり、将来の競争力強化を目指せます。

■連携の態様

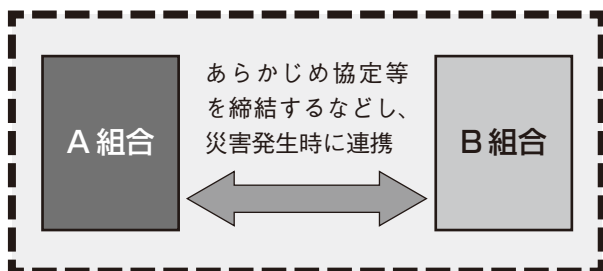
連携の態様（モデルパターン）は次の4つに分類されます。

- ①組合等を通じた水平的な連携
- ②サプライチェーンにおける垂直的な連携
- ③地域における面的な連携
- ④相互補完・成長を志向した企業同士によるお互い様連携（認定申請書上では、「その他の連携の態様」となります）



■連携の態様①：組合等を通じた水平的な連携

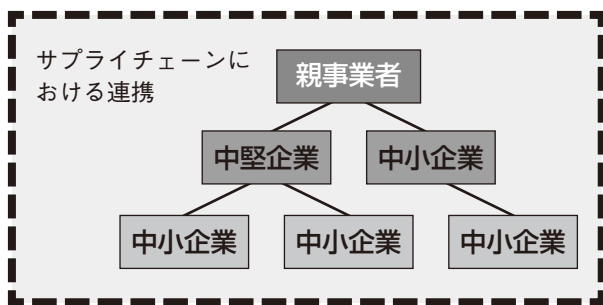
同業種又は異業種に属する複数の中小企業者で構成されます。代替生産の実施、復旧等に必要となる人員や設備の融通、原材料・部品の確保の協力、車両・倉庫等の相互利用、災害対応設備等の共同導入・利用等、複数の中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組めます。



↑点線内は連携する事業者

■連携の態様②：サプライチェーンにおける垂直的な連携

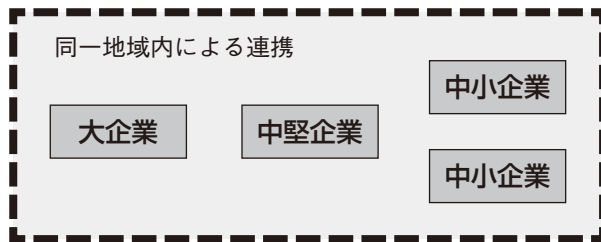
原材料・部品等の需給関係にある複数の親事業者や中小企業者で構成されます。水平的な連携での取組みに加え、親事業者を中心に、下請中小企業者の事業継続力強化に向けたセミナーの開催、被害状況の共有と迅速な復旧支援に向けた体制の構築等、複数の親事業者や中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組めます。



↑点線内は連携する事業者

■連携の態様③：地域における面的な連携

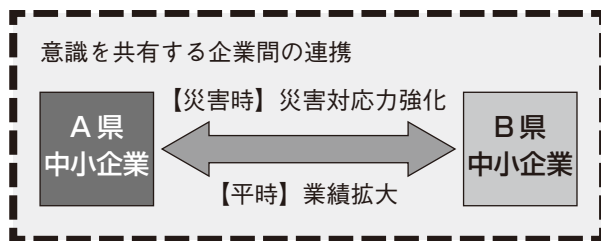
工業団地、商店街、卸団地、地域の商工業者における親睦団体その他の地縁的な関係を有する複数の中小企業者で構成されます。水平的な連携での取組みに加え、地方公共団体や自治会組織等、地域の復旧活動に関わる関係機関との協力関係の構築等、地域における面的連携により、事業継続力強化に取り組めます。



↑点線内は連携する事業者

■連携の態様④：相互補完・成長型のお互い様連携

遠方の企業が連携し、災害時にあつては、「お互い様連携」を通じて災害対応力の強化を図り、平時にあつては、経済交流を通じて業績拡大の挑戦に取り組めます。



↑点線内は連携する事業者

6. まとめ

災害対策および感染症対策に終わりはありません。事業継続力強化計画を策定したら作りっぱなしにせず、継続的な取組みを行い、着実に事業継続力の向上を目指してください。事業継続力強化に向けた取組みを「文化」として定着させることが重要です。危機から企業等を守るのは「人」です。従業員全員がスムーズに行動するためには、従業員同士の日常的なコミュニケーションと、定期的な訓練・教育が必要不可欠になります。

■お問い合わせ

事業継続力強化計画の策定でご不明な点や計画策定に関するご相談等がありましたら、お気軽に本会までご連絡ください。

茨城県中小企業団体中央会 振興課
 電話 029-224-8030
 住所 茨城県水戸市桜川2-2-35
 茨城県産業会館8階